

# JIS

加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—  
電気抵抗率の求め方—  
第2部：平行端子電極法

JIS K 6271-2 : 2026

(JSA)

令和8年4月20日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 化学分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	国 岡 正 雄	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	碓 井 俊 一	一般社団法人日本ゴム工業会
	上 島 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	下 鍋 達 也	公益社団法人自動車技術会 (ダイハツ工業株式会社)
	永 田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	福 井 祥 文	一般社団法人日本化学工業協会
	百 武 健一郎	一般財団法人化学物質評価研究機構

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.2.20 改正：令和 8.4.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.4.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル)

審 議 委 員 会：化学分野産業標準作成委員会 (委員長 国岡 正雄)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 方法 1	2
4.1 試験装置及び材料	2
4.2 試験装置の校正	4
4.3 試験片	4
4.4 試験片の数	4
4.5 試験方法	4
4.6 試験結果のまとめ方	5
4.7 試験報告書	5
5 方法 2	6
5.1 試験装置及び材料	6
5.2 試験装置の校正	6
5.3 試験片	6
5.4 試験片の数	7
5.5 試験方法	7
5.6 試験結果のまとめ方	8
5.7 試験報告書	8
6 方法 3	9
6.1 試験装置及び材料	9
6.2 試験装置の校正	9
6.3 試験片	9
6.4 試験片の数	10
6.5 試験方法	10
6.6 試験結果のまとめ方	10
6.7 試験報告書	11
附属書 A (規定) 試験装置の校正	12
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	14
解 説	18

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 6271-2:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS K 6271** 規格群（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－電気抵抗率の求め方）は、次に示す部で構成する。

**JIS K 6271-1** 第 1 部：二重リング電極法

**JIS K 6271-2** 第 2 部：平行端子電極法

# 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—電気抵抗率の求め方—

## 第2部：平行端子電極法

### Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of resistivity— Part 2: Parallel terminal electrode system

#### 序文

この規格は、2018年に第4版として発行されたISO 1853を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

#### 1 適用範囲

この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの平行端子電極法による体積抵抗率の求め方について規定する。

なお、この規格では、体積抵抗率だけを求める平行端子電極法について、次の3種類を規定している。平行端子電極法は、試験片の厚さが1.0 mm～6.3 mmのときに、体積抵抗率  $10^8 \Omega \cdot \text{m}$  以下の材料を対象とする。

- 方法1：試験片に電極をクランプで固定する方法
- 方法2：試験片と電極とを一体成形する方法
- 方法3：方法1及び方法2の試験装置を用いることのできない場合に用いる方法。ただし、精度は低い。

試験方法を指定しない場合は、方法1を用いる。

**警告1** この規格の利用者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

**警告2** この規格で規定している試験を行う上で使用する物質、生成する物質及び廃棄物が、環境に影響を及ぼす有害性を考慮し、取扱い及び廃棄を含む全ての行為に関しては、これらに関連する法令・規制要求事項に従う。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 1853:2018, Conducting and dissipative rubbers, vulcanized or thermoplastic — Measurement of resistivity (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。